

神奈川県行政書士政治連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、神奈川県行政書士政治連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本連盟の事務所は、横浜市に置く。

(目 的)

第3条 本連盟は、日本行政書士政治連盟の支部として、神奈川県行政書士会と連携して行政書士の社会的経済的地位の向上と行政書士制度の充実・発展を図り、行政の円滑な推進に寄与するとともに、国民の福祉に貢献するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 行政書士制度の充実・発展を期するための政治活動
- (2) 本連盟と政策協定を締結した国会議員、地方公共団体の議員及び長、その候補者を支持応援するための政治資金規正法に基づく政治活動
- (3) 関係団体との連絡協調
- (4) 会員に対する情報の提供と機関紙（誌）の発行
- (5) その他、本連盟の目的達成のため必要な事業

(組 織)

第5条 本連盟は、神奈川県行政書士会に入会している個人会員（以下「会員」という。）をもって組織する。

(会 費)

第6条 会員は、規則で定める額の会費を納めなければならない。

- 2 既に納めた会費は、返還しないものとする。

(みなし退会)

第7条 会員は、前条第1項に規定する会費を継続して3年間未納の場合において、本連盟から期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに未納会費を納入しないときは、その期日の翌日から会員である資格を失い、本連盟を退会したものとみなす。

第2章 役 員

(役 員)

第8条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 5人以内
- (3) 幹 事 長 1人

- | | |
|-----------------|--------------|
| (4) 副 幹 事 長 | 5 人以内 |
| (5) 幹 事 | 7 人以上 11 人以内 |
| (6) 会 計 責 任 者 | 1 人 |
| (7) 会 計 副 責 任 者 | 1 人 |
| (8) 支 部 長 | 各支部 1 人 |
| (9) 会 計 監 事 | 2 人以内 |

(役員を選任)

第 9 条 役員は、会員の中から大会で選任する。

- 2 幹事に欠員が生じたときは、幹事会において補欠の幹事を選任することができる。
- 3 その他、役員を選任の手続きについて必要な事項は、規則で定める。

(役員職務)

第 10 条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が指定する副会長は、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 幹事長は、会長の命を受けて会務を執行する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 幹事は、会務の執行を決定し、事業の遂行にあたる。
- 6 会計責任者は、政治資金規正法に基づき、本連盟の会計をつかさどる。
- 7 会計副責任者は、会計責任者を補佐し、会計責任者に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 支部長は、支部を統括し、会務を遂行する。
- 9 会計監事は、本連盟の資産及び会計の状況を監査する。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は、就任後の第 2 回目の定時大会終結のときまでとする。ただし、補欠又は増員によって選任された役員任期は、他の役員残任期間と同一とする。なお、再任を妨げない。

- 2 役員が任期満了又は辞任により退任した場合において当該役員定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員退任)

第 12 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、役員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、任期中といえども退任する。

- (1) 会員の資格を失ったとき
 - (2) 辞任の申出をし、受理されたとき
 - (3) 大会において解任の決議があったとき
 - (4) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められ、幹事会において出席した幹事会の構成員の 3 分の 2 以上の議決により解任されたとき
- 2 前項第 4 号の場合においては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(旅費の支給)

第 13 条 役員及び各委員会委員等には、旅費を支給することができる。

- 2 旅費の支給について必要な事項は、神奈川行政書士政治連盟旅費規程で定める。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第 14 条 本連盟に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長は、大会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 3 顧問及び相談役は、幹事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役は、本連盟の重要な事項について、会長の諮問に応じて幹事会で意見を述べることができる。
- 5 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の任期と同一とする。

第3章 会 議

第1節 大 会

(大 会)

第15条 大会は、会員をもって構成する。

- 2 大会は、定時大会と臨時大会とする。

(大会の招集)

第16条 定時大会は毎年5月に、臨時大会は会長が必要と認めたときに随時、会長が招集して開催する。

- 2 大会を招集するには、開会の日の2週間前までに書面で、会員に対して会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項を記載して通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 3 会員の総数の4分の1以上の者から、会議の目的たる事項及び大会の招集の理由を記載した書面を提出して大会招集の請求があったときは、会長は、請求があった日から40日以内に大会を招集しなければならない。
- 4 前項の請求があった日の翌日から40日以内に会長が第2項に規定する大会の招集手続きをしないときは、第1項の規定にかかわらず、前項の請求者の代表が大会を招集することができる。

(大会の議事等)

第17条 大会の議長及び副議長は、その大会において出席した会員の中から選任する。議長は、議場の秩序の保持、議事の整理及び総会事務の統括をし、副議長は、議長を補佐する。

- 2 大会は、会員の総数の3分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 大会の議事は、現に出席している会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 その他、大会の議事及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(代理人による表決)

第18条 大会に出席することができない会員は、第19条第1号及び第2号に掲げる事項においては、書面で他の会員に表決を委任することができる。

- 2 前項の規定に基づき表決の委任をした者は、前条第2項の規定の適用については、大会に出席したものとみなす。
- 3 第1項の規定に基づき表決の委任をした者は、前条第3項の規定の適用については、その議事に限り出席者の数に算入する。

(大会の議決事項)

第19条 大会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び運動方針の承認に関する事項
- (2) 決算及び予算の承認に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項

- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) 会費等の額の決定に関する事項
- (6) 幹事会において大会に付議することを相当と認めた事項
- (7) その他、会務に関する重要事項

第2節 幹事会

(幹事会)

第20条 幹事会は、会長、副会長、幹事長及び幹事をもって構成する。

(幹事会の招集)

第21条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 幹事会を招集するには、開会の日の1週間前までに書面で、幹事会の構成員に対して会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項を記載して通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 3 幹事会を開くことについて、幹事会の構成員全員の同意があったときは、前項の招集の手続きを省略することができる。

(幹事会の議事等)

第22条 幹事会の議長は、会長又はあらかじめ会長が指定する副会長がこれにあたる。

- 2 幹事会は、その構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 幹事会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した幹事会の構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面による表決)

第23条 会長は、緊急を要する事項について、あらかじめ目的たる事項を示して、幹事会の構成員に対し書面による表決を求めることができる。

- 2 前項の規定による表決があった場合において、幹事会の構成員の過半数の同意があったときは、その表決をもって幹事会の議決があったものとみなす。
- 3 会長は、書面による表決の結果を遅滞なく幹事会の構成員に通知しなければならない。

(幹事会の議決事項)

第24条 幹事会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 大会決定事項の執行に関する事項
- (2) 大会に付議すべき事項
- (3) 規約の執行に必要な規則等の制定及び改廃に関する事項
- (4) 特別委員会等（プロジェクトチームを含む。）の設置に関する事項
- (5) 国会議員並びに地方公共団体の議員及び長の各選挙に際し、その候補者の推薦に関する事項
- (6) 日本行政書士政治連盟の役員推薦、代議員の選任及び解任に関する事項
- (7) その他、会務の執行に関する事項

第3節 支部長会

(支部長会)

第25条 本連盟及び支部並びに支部相互間の情報交換、連絡協調及び親睦を図るため、本連盟に支部長会を置く。

(支部長会の組織)

第26条 支部長会は、支部長をもって構成する。

- 2 支部長会に、支部長の互選により代表1人、副代表1人を置く。
- 3 代表及び副代表の任期については、第11条の規定を準用する。

(支部長会の運営)

第27条 支部長会は、必要に応じて会長又は代表が招集する。

- 2 支部長会の議長は、代表がこれにあたり、支部長会を統括する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 支部長会は、支部長（副支部長又は代理出席者を含む。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 支部長会の議事は、出席した支部長（副支部長又は代理出席者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4節 委員会**(委員会)**

第28条 会務の円滑な推進を図るため、本連盟に次に掲げる委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 政策渉外委員会

(委員会の職務)

第29条 委員会は、それぞれ次に掲げる職務を行う。

- (1) 総務委員会は、本連盟の運営及び庶務を処理し、併せて本連盟の組織の充実強化を図る。
- (2) 財務委員会は、本連盟の財政を確立し、健全な運営を図る。
- (3) 広報委員会は、内外の情報の収集及び機関紙（誌）の発行その他の広報宣伝活動を行う。
- (4) 政策渉外委員会は、本連盟の基本政策を企画立案し、併せて国会、県市会及び行政機関並びにその他の団体に対し、具体的活動を推進する。

(委員会の組織)

第30条 委員会は、委員長1人、副委員長2人以内及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は副幹事長をもってあて、副委員長及び委員は、会員の中から幹事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会構成員の任期については、第11条の規定を準用する。

(委員会の運営)

第31条 委員長は、委員会を招集してその議長となり、委員会を統括し会務を分掌する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 委員は、委員会の職務を遂行する。

(特別委員会)

第32条 本連盟は、必要がある場合には幹事会の議決を経て、特定の事項を行うため特別委員会（プロジェクトチームを含む。）を置くことができる。

- 2 前項の委員の任期は、所定の目的が達成されたときに終了する。

第4章 会 計

(事業及び会計年度)

第33条 本連盟の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第34条 本連盟の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(決算及び予算)

第35条 会長は、定時大会に毎会計年度の決算報告をし、また予算を提出し、いずれも承認を得なければならない。

- 2 会長は、予算が成立しない期間においては、会務を執行するために必要な経費に限り支出することができる。
- 3 会長は、前項の規定により支出をしたときは、その旨をその後に開かれる最初の大会に報告しなければならない。

第5章 支 部

(支 部)

第36条 第4条に定める事業を円滑に推進し、かつ本連盟運営に係る連絡調整を図るため、本連盟に支部を置く。

- 2 支部は、会員に対して本連盟への理解と啓蒙を図り、国会議員並びに地方公共団体の議員及び長の各選挙における支援活動その他の本連盟の目的達成のため必要な事業を行う。
- 3 支部は、本連盟の支部としては、政治資金規正法に基づく政治団体として届出をし、独自の活動をする事はできない。
- 4 支部の名称及び区域は、規則で定める。
- 5 前項の支部の区域内に事務所を有する会員は、その支部に所属するものとする。

(支部役員及び支部大会)

第37条 支部に支部長1人、副支部長及び支部大会で定めるその他の役員を置く。

- 2 支部大会は、支部に所属する会員をもって構成する。
- 3 その他、支部の運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑 則

(事 務 局)

第38条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

(顕 彰)

第39条 会長は、幹事会の議決を経て、本連盟の運営に寄与し、行政書士制度の発展のため特に功績があった会員を顕彰することができる。

- 2 会員の顕彰について必要な事項は、神奈川行政書士政治連盟顕彰規程で定める。

(規則等)

第40条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営及び事務の執行について必要な事項は、規則等で定める。

- 2 規則等の制定及び改廃は、幹事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成3年5月26日から施行する。
- 2 第15条第5号の規定による会費等の額は、当分の間月間500円とする。

附 則

この規約は、平成6年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成13年5月26日から施行する。
- 2 第15条第5号の規定による会費等の額は、平成14年4月1日から当分の間月額650円とする。

附 則**(施行期日)**

この規約は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成24年5月24日から施行する。
- 2 第15条第5号の規定による会費等の額は、平成25年4月1日から当分の間月額1,000円とする。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月23日から施行する。ただし、第8条第5号の改正規定は、平成31年度定時大会から適用する。